

第九十三回国会 交通安全対策特別委員会議録 第五号

昭和五十五年十一月六日(木曜日)

午前十時十三分開議

出席委員

委員長 田中 昭二君

理事 浜野 剛君

理事 水平 豊彦君

理事 沢田 広君

理事 玉置 一弥君

理事 浦野 然興君

理事 鹿野 道彦君

理事 塚原 俊平君

理事 丹羽 兵助君

理事 米田 東吾君

理事 中路 雅弘君

出席国務大臣

国務大臣

(総理府総務長

官)

出席政府委員

内閣総理大臣官

房交通安全対策

室長

委員外の出席者

特別委員会第一

調査室長

長崎 寛君

本日の会議に付した案件

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車の整

備に関する法律案起草の件

○田中委員長

これより会議を開きます。

交通安全対策に関する件について、調査を進め

ます。

この際、自転車の安全利用の促進及び自転車駐

車場の整備に関する法律案起草の件について、議

事を進めます。

本件につきましては、理事会等におきまして協

議を行ってまいりましたが、その結果に基づきま

して、安田貴六君、沢田広君、草川昭三君、玉置

一弥君、中路雅弘君及び伊藤公介君から、各派共

同をもつて、お手元に配付いたしておりますとお

り、自転車の安全利用の促進及び自転車駐車の整

備に関する法律案の草案を成案とし、本委員会

提出の法律案として決定すべしとの提案がなされ

ております。

この際、その趣旨について説明を求めます。沢

田広君。

○沢田委員 私は、自由民主党、日本社会党、公

明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党

及び新自由クラブの六党を代表して、本草案起草

の趣旨並びに本起草案の内容について御説明申し

上げます。

この法案の提出に至るまで、約三年を経過し、

今日までの各委員、関係者の御努力に深く敬意を

表する次第であります。

近年、わが国の自転車利用は、自動車交通の混

雑、燃料費の高騰などを背景に、手軽な交通手段

として再評価された結果、著しく増大するに及び、

その保有台数について見ても、十年前には約二千

九百万台であったものが、現在は約五千万台に達

しております。このため、一方では自転車利用に

伴う交通事故件数の増加、他方では駅周辺等にお

ける無秩序かつ大量の自転車の放置など、憂慮す

べき社会問題を引き起こしつつあり、その解決を

図るための適切な対策を総合的に推進すべきであ

るとする国民的要請が日増しに強くなつてきてお

ります。

しかしながら、従来の法制度は、このような要

請に應ずるためには必ずしも十分ではなく、かつ

また自転車問題は多種多様な行政分野にまたが

るものであるため、有効かつ適切な施策に欠ける

ところがあるという指摘もなされてきたものであ

ります。

このような状況にかんがみ、自転車の安全利用

及び駐車対策についての国民的合意を確立し、国、

地方公共団体、自転車利用者、関係事業者等のそ

れぞれの責任について明確にするため、自転車に

関する総合的、基本的法案を起草した次第であり

ます。

次に、本起草案の内容について、その概要を申

上げます。

まず第一に、良好な自転車交通網を形成するた

め、道路整備事業、交通規制の方法等により、交

通環境の整備を行うこととしております。

第二に、自転車駐車対策の総合的推進のため、

公共自転車駐車場の計画的整備、大規模駐車需要

発生施設に対する自転車駐車場の設置義務、計画

的な交通規制、放置自転車の整理、撤去等につい

て明らかにしております。

第三に、自転車の安全利用に関する交通安全教

育の充実等を図るものとするとともに、自転車

利用する者の義務を明らかにしております。

第四に、自転車の安全性の確保のため、自転車

の製造及び販売に関する品質の基準、製造業者及

び小売業者の責務等について規定しております。

第五に、所要の財政措置として自転車駐車場整

備事業に対する国庫補助、地方債への配慮、民営

自転車駐車場事業の育成のための資金のあつせ

ん、普通財産の譲与等について規定しております。

その他、自転車の安全利用の促進及び自転車駐

車場の整備に関連する措置について所要の規定を

設けることとしております。

以上が、本草案の要旨であります。

この際、私は六党を代表いたしまして動議を提

出したします。

お手元に配付してあります草案を成案とし、こ

れを本委員会提出の法律案と決定されますことを

心から望みます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

提案にかえる次第であります。

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整

備に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わしまし

た。

お諮りいたします。

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整

備に関する法律案起草の件につきましては、お手

元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委

員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求

めます。

(賛成者起立)

○田中委員長 起立総員。よって、本案は委員会

提出の法律案とすることに決定いたしました。

(拍手)

この際、中山総理府総務長官から発言を求めら

れておりますので、これを許します。中山総務長

官。

○中山国務大臣 ただいま可決になりました自転

車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に關

する法律案は、まことに時宜を得たものと存じて

おります。

つきましては、今後、関係各省庁を管轄し、所

要の調整を行いつつ、自転車の安全利用及び自転

車駐車対策の促進のため、本法案の趣旨に沿いま

して、所期の成果を上げるべく努力を尽くしてま

いる覚悟でございます。

○田中委員長 なお、ただいま決定いたしました本案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、公報でお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時二十分散会

自転車利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律案

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車駐車場の整備等に関し必要な措置を定め、もつて自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化を図り、あわせて自転車利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第一条第一項第十一号の二に規定する自転車を用いる。

二 自転車駐車場 一定の区画を限つて設置される自転車の駐車のための施設をいう。

三 道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第一条第一項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

四 道路管理者 道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、第一条の目的を

達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

(良好な自転車交通網の形成)

第四条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。

3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

(自転車駐車場の整備の推進)

第五条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車利用の増大に伴い、自転車の駐車需要の著しい地域においては、一般公共の用に供される自転車駐車場の設置に努めるものとする。この場合において、地方公共団体又は道路管理者から鉄道用地の提供について申入れがあつたときは、鉄道事業者は、その事業との調整に努め、当該鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車駐車場を設置する場合は、この限りでない。

2 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその

の周辺に設置するように努めなければならない。

3 地方公共団体は、商業地域及び近隣商業地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。

4 都道府県公安委員会は、自転車駐車場の整備と相まつて、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

5 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があるとき、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路駐車中の自転車の整備、相互の期間にわたり放置された自転車の撤去等に努めるものとする。

(自転車駐車場の構造及び設備の基準)

第六条 一般公共の用に供される自転車駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

2 国は、前項の自転車駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術的指針を定めることができる。

(都市計画等における配慮)

第七条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

(交通安全活動の推進)

第八条 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに

に、自転車利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

(自転車利用者の責務)

第九条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車を利用する者は、自転車駐車場以外の場所に自転車を放置することのないように努めなければならない。

3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、防犯登録を受けるように努めるものとする。

(自転車の安全性の確保)

第十条 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備すること等により、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

(自転車製造業者等の責務)

第十一条 自転車の製造組立を含む、以下同じ。を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実にも努めなければならない。

3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前二項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

(国の助成措置等)

第十二条 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車駐車場

の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

3 国は、前二項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他の自転車の安全利用に関する施策及び自転車駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。

4 国及び地方公共団体は、民営自転車駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者が必要と認めるものに対し、資金のあつせんその他必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

最近における自転車の利用状況にかんがみ、自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化を図り、あわせて自転車利用者の利便の増進に資するため、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車駐車場の整備等に関し必要な措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十五年十一月十三日印刷

昭和五十五年十一月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局